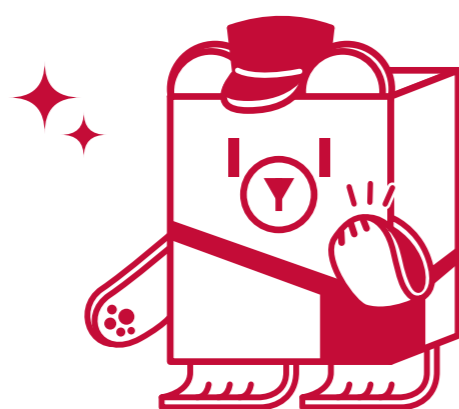


日本郵便の

紙のリサイクル

書類溶解サービス



大切な書類を

しっかり
処分!

これで
安心!



不要になった書類、名簿やテスト、はがき・お手紙、日記など…

箱のまま丸ごと溶かしてリサイクル!

手間なく
手軽に!

日本郵便が 大切な書類の処分をお手伝いいたします!



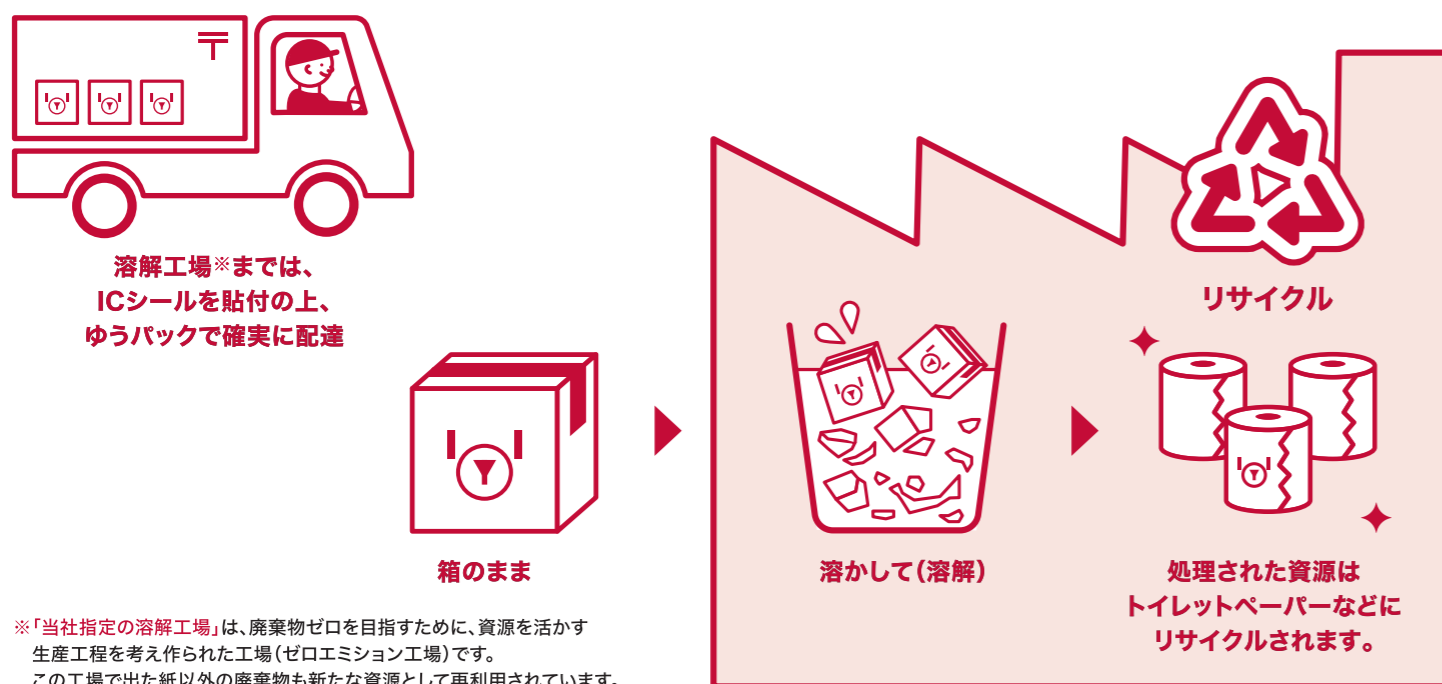
使い方はカンタン!

成績表、はがき、お手紙、日記など不要になった書類を専用箱にお入れください。



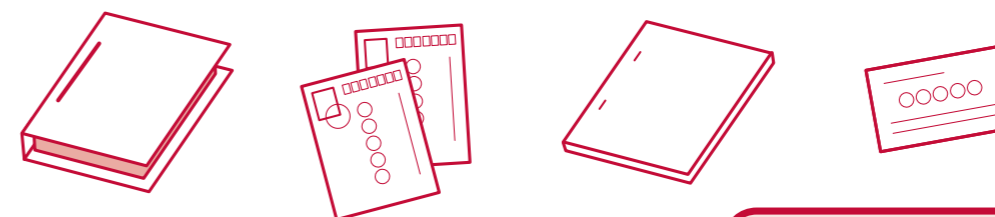
安心・安全・完全溶解!

書類の入った専用箱は当社指定の溶解工場まで、ICシールを貼付したゆうパックで安心・確実に配送します。溶解工場到着後は、即時(溶解工場が休日の場合は翌営業日)に専用箱のまま丸ごと完全に溶解するので、情報漏洩の心配がありません。



*「当社指定の溶解工場」は、廃棄物ゼロを目指すために、資源を活かす生産工程を考え作られた工場(ゼロエミッション工場)です。この工場が出た紙以外の廃棄物も新たな資源として再利用されています。

不要になった書類、名簿やテスト、はがき・お手紙、日記など…箱のまま丸ごと溶かしてリサイクル!



クリップ、ホチキス、紙ファイル、とじひも、輪ゴムなどの取り外しも不要!



溶解可否一覧

溶解 ○		溶解 ×		
書類・ノート	(付属品)	カーボン紙	卒業アルバム	ビニール製品
ハガキ・窓あき封筒	クリップ	感熱紙(レシート)	葉包紙(パラフィン紙)	CD-ROM
写真用ハガキ	ホチキス	写真	シール台紙	USBメモリー
バインダー(紙製)	綴り紐	バインダー(プラスチック製)	圧着ハガキ	フロッピーディスク
名刺	輪ゴム	トレーシングペーパー	新聞・雑誌	通帳
手帳・日記帳	ふせん	ラミネート加工紙	クリアファイル	パスポート

最初から最後まで万全のセキュリティ!

- 専用封印シールで封かん!さらに安心!
- 当社指定溶解工場で未開封のまま丸ごと即溶解いたします。
- 荷物の追跡サービス
日本郵便株式会社Webサイト (<https://www.post.japanpost.jp/>) の追跡サービスから配送状況を確認できます。

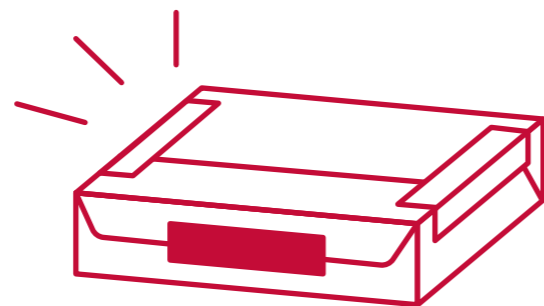


料金(試行価格)

2,500円(税込)

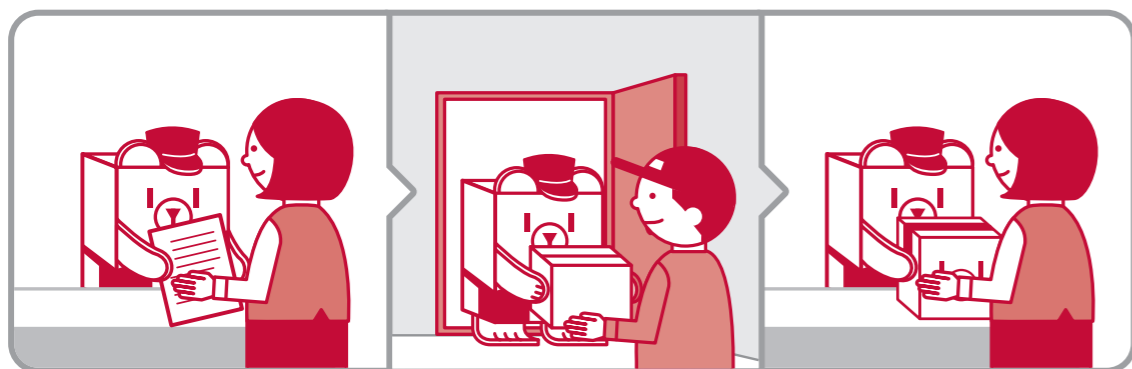
※専用キット発送料、ゆうパック運賃、溶解処理料全てを含みます。

※箱には専用ゆうパックラベルがあらかじめ貼付されています。



お申し込み

「日本郵便の紙のリサイクル(窓口用)書類溶解サービス利用申込書」を郵便局窓口へご提出いただきます。必要事項をご記入の上、郵便局窓口へ料金と共にお渡してください。



1 必要事項を記入した申込書を窓口へ提出、料金2,500円を支払い申込書写しを受け取ります。

2 申込受付後、7営業日程度で専用キットが届きます!

3 お申し込み受付日から1年以内に専用箱をお出ください。
※専用箱差し出し時にはご本人確認の書類のご提示が必要です。

※専用箱差し出し時にはご本人確認の書類のご提示が必要です。ご本人確認書類は以下の条件を満たしているものをご準備ください。

申込書が法人の場合は当該法人と差し出される方の関係が分かる書類をあわせてご提示ください。

- ①氏名・生年月日が印字されている ②住所が記載されている ③公的機関、または学校や会社が発行している
(例)●運転免許証 ●運転経歴証明書(平成24年4月1日以降発行のもの) ●学生証 ●社員証 ●在留カード ●特別永住者証明書 ●身体障がい者手帳 ●精神障害者保険福祉手帳 ●療育手帳 ●住民基本台帳カード ●公の機関が発行・発給した資格証明書 ●マイナンバーカード

※申込者ご本人さま以外の方が差し出す場合は、申込者ご本人さまの委任状が必要となります。

ただし、申込者ご本人さまと同居のご家族の場合、委任状は不要です。同居所であることが分かるご本人確認の書類をご提示ください。

●ご利用上のご注意

- ・専用キット発送後は返金できませんのでご注意ください
- ・専用箱は申込受付日から1年以内にお出しください。1年を超えると引き受けできません。
- ・専用箱は、原則、東京都内および神奈川県にある郵便局で差し出しをお願いします。他道府県からの差し出しはできません。
- ・集荷対応は行っておりません。必ず郵便局窓口へ専用箱をお持ちください。

- ・本サービスの差出時にはご本人確認の書類のご提示が必要です。
- ・書類に付随するクリップ、ホチキス、紙ファイル、とじひも、輪ゴムは混入できますが、それ以外の文具、CD-ROM など書類以外のものは混入できません。
- ・本サービスご利用以外での専用箱による荷物の差し出しはできません。(誤って溶解されるおそれがあります。)
- ・本サービスのご利用については、専用箱に貼付されている専用ゆうパックラベルを必ずご使用ください。その他のゆうパックラベルではご利用いただけません。
- ・紛失または破損した場合はゆうパック約款の範囲内で補償いたします。
- ・文書上の秘密情報または個人情報が入った場合は当社の定める補償限度額で補償いたします。
※補償限度額等は申込者が個人の場合と法人(個人事業主を含む。)の場合で異なります。
- ・その他詳細につきましては利用規約をお読みください。
- ・別途、法人向けの機密文書溶解サービスをご用意しております。定期的なご利用をご検討の場合は、集配を受け持つ郵便局へお問い合わせください。

お問い合わせ先

2026年4月現在

日本郵便の紙のリサイクル(窓口用)書類溶解サービス利用規約

第1条(総則)

- 1 日本郵便株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する書類溶解サービス(第3条に定めるサービスをいい、以下「本サービス」といいます。)について、本サービスの利用者(以下「利用者」といいます。)は、あらかじめ日本郵便の紙のリサイクル(窓口用)書類溶解サービス利用規約(以下「本規約」といいます。)に同意したものとみなします。
- 2 本規約及びゆうパック約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。
- 3 当社は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。
- 4 当社は、本規約を随時変更ができるものとします。本規約を変更する場合、当社は、当社が運営するホームページへの掲載その他の当社が適当と認める方法で変更適用日及び変更後の内容を周知するものとし、変更適用日後も本サービスの利用契約(以下単に「利用契約」といいます。)が継続している場合には、利用者が本規約の変更にご同意したものとみなし、当社と利用者との間では、本規約の変更後の内容が効力を生じるものとします。ただし、第6条第1項に規定する本サービスの利用料は、第5条第1項に規定する申込時の内容を適用するものとします。
- 5 本規約の規定とゆうパック約款の規定の間に相違がある場合は、本規約に特別の定めのない限り、本規約の規定を優先して適用するものとします。

第2条(語句の定義)

本規約において使用する用語は、本規約において定義するものを除き、関係法令(貨物利用運送事業法(平成元年法律第8号)及び貨物自動車運送事業法(平成元年法律第8号)並びにこれらに基づく命令をいいます。以下同じとします。)において使用する用語の例によるほか、次の用語については、それぞれ次の意味で使用します。

書類	利用者が出す文書であって、収納禁止物品以外のもの
収納禁止物品	新聞紙、雑誌、トレーシングペーパーその他の文書以外のもの、記憶媒体(FD、CD等)その他紙以外の材質のもの
専用箱	書類を収納するための当社所定の本サービス専用の組み立て式の箱
専用キット	専用箱に梱包用のテープその他の本サービスの利用に必要な物品をセットにしたもの
書類箱	利用者が本サービスを利用するに当たり、書類を当社所定の方法で専用箱に収納し、梱包したもの
専用ラベル	当社所定の本サービス専用のゆうパックラベル
指定溶解工場	当社が指定する溶解処理及び紙資源再生の設備を有する溶解処理工場
ゆうパック約款	当社が定めたゆうパック約款(運賃料金表を含みます。)
ゆうパック	ゆうパック約款の規定を適用する荷物

第3条(本サービス内容)

当社は、利用者宛てに専用キットを発送し、利用者が当該専用キットを用いて次条及び第6条並びにゆうパック約款に定めるところによりゆうパックとして差し出した書類箱を指定溶解工場に運送し、引き渡し当日中に溶解処理します(溶解設備の故障その他の当日中に溶解処理できない事象が発生した場合は、当該事象が解消次第、速やかに溶解処理します。)。なお、当社は、書類箱の溶解処理が完了したことを証する書面は発行いたしません。

第4条(利用条件)

- 1 本サービスの対象となるゆうパックは、次に掲げる条件を満たすものとします。
(1)専用箱及び専用ラベルを使用して差し出されるものであること。
(2)運賃及び料金その他運送に関する費用(以下「運賃等」といいます。)の支払方法を窓口払いとするものであること。※1
(3)当社が指定した郵便局に持ち込みにより差し出すものであること。※2
※1着払とすることはできません。
※2当社が指定していない郵便局(簡易郵便局を含みます。)及びゆうパック取扱所(コンビニエンスストアを含みます。)に差し出すことはできません。また、集荷により差し出すことはできません。
- 2 前項のゆうパックは、荷送人を利用者とし、また荷受人を指定溶解工場として差し出されるものとします。

第5条(利用の申込み等)

- 1 本サービスを利用しようとする者(以下この条において「利用申込者」といいます。)は、当社所定の利用申込書(以下「申込書」といいます。)を当社所定の郵便局に提出することにより、本サービスの利用を申し込んでいただきます。この場合において、当社は、申込書の不備があったときは、本サービスの利用開始を延期することがあります。
- 2 利用契約は、前項の規定による申込みを当社が承諾したときにゆうパック約款の規定により当社が申込みに応じたゆうパック約款の特約として成立するものとします。
- 3 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項の規定による申込みを承諾しないことがあります。
(1)利用申込者が、第14条第2項各号のいずれかに該当し、若しくは報道等により該当する蓋然性が高いと当社が認め、又は虚偽の事実を申告したとき。
(2)利用申込者が過去に当社との契約につき、利用申込者の責に帰すべき事由により当社から解約されたことがあるとき。
(3)利用者としての地位の第三者に対する譲渡若しくは貸与、又は第三者の代理人としての本サービスの利用を意図しているとき。
(4)本規約に定める本サービスの利用条件に適合しないとき。
(5)当社の業務の遂行上又は技術上の支障があるとき。
(6)その他当社が不適当と認めたとき。
- 4 前項の規定により、第1項の規定による申込みを拒んだ場合には、当社は、利用申込者に対しその理由を開示する義務を負わないものとし、利用申込者は、これをあらかじめ承諾していた

できます。

第6条(利用料)

- 1 本サービスの利用料は、書類箱1箱につき2,500円(税込)とします。
- 2 利用料には、専用キットの発送に係る費用、本サービスの利用に係るゆうパックの運賃及び料金その他運送に関する費用(以下「運賃等」といいます。)及び溶解手数料を含みます。
- 3 本サービスの利用に係るゆうパックの運賃等は、ゆうパック約款に定めるところによります。なお、運賃等に改定があった場合であっても、第1項に規定する利用料は改定いたしません。

第7条(支払方法等)

- 1 利用者は、利用料を、第5条第1項に規定する申込時に支払うものとします。
- 2 当社は、ゆうパック約款第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、本サービスの利用に係るゆうパックの運賃等を含む利用料を、前項の規定により收受します。
- 3 当社は、次条第1項の規定による専用キットの発送後は、第1項の規定により支払いを受けた利用料の返金は行わないものとします。ただし、同条第2項の規定による本サービスの利用に係るゆうパックの差出後は、運賃等の返金については、ゆうパック約款に定めるところによります。
- 4 利用契約が消費者契約法に定める消費者契約となる場合、前項の規定は、同法に違反しない限度で、適用するものとします。

第8条(利用方法)

- 1 当社は、第5条第1項に規定する利用の申込み(以下本条において単に「申込み」といいます。)の翌日から7営業日を目安に、専用キットを利用者宛てに発送します。なお、当社は、利用者による紛失、き損等により専用キットを差出しの用に供することができなくなった場合であっても、専用キットの再発送はいたしません。
- 2 利用者は、次のとおり本サービスの利用に係るゆうパックをゆうパック約款に基づき、申込みを行った郵便局のほか、東京都及び神奈川県内にある郵便局(簡易郵便局を除きます。)に差出します。なお、当社は、当社が指定する本人確認書類の提示を求め等の当社所定の方法で、差し出す者が利用者本人(当社が別に定める者を含みます。)であることを確認します。
(1)書類を専用箱に収納します。
(2)専用ラベルの記載事項に誤りがないか確認します。
(3)専用箱を梱包し、封印シールにより封印します。
- 3 本サービスの利用に係るゆうパックの重量は、1個当たり25kg以内とします。
- 4 利用者は、書類箱に収納禁止物品を収納しないものとします。ただし、クリップ、ホチキス、とじ紐についてはこの限りではありません。
- 5 ゆうパック約款第5条の規定は、収納禁止物品が書類箱に収納されている疑いがあるときに準用します。
- 6 当社は、ゆうパック約款第7条の規定にかかわらず、収納禁止物品が書類箱に収納されている場合は、運送の引受けを拒絶することがあります。
- 7 ゆうパック約款第15条及び第16条の規定は、収納禁止物品が書類箱に収納されていることを当社が運送の途上で知ったときについて準用します。
- 8 当社は、ゆうパック約款第7条第1項第7号イの規定にかかわらず、複数の個人情報を含む文書を書類箱の内容とする場合であっても引受けを拒絶しないものとします。
- 9 この利用契約に基づく本サービスの利用に係るゆうパックの差出期限は、申込受付日から起算して1年間とします。なお、当社は、差出期限を経過した場合であっても利用料の返金をいたしません。

第9条(所有権の移転)

- 1 指定溶解工場に引き渡された書類箱の所有権は、利用者へ留保されるものとします。
- 2 利用者は、書類箱の溶解処理が完了したとき、それにより生じる紙資源についての所有権が当社に帰属することを異議なく承認するものとします。

第10条(引渡しを行う日)

ゆうパック約款第11条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる日が指定溶解工場の非営業日である場合は、原則として指定溶解工場の翌営業日に引き渡します。

第11条(検査等)

- 1 当社が指定溶解工場に引き渡した書類箱に収納禁止物品が収納若しくは混入され、又はその他の事由により指定溶解工場の溶解設備に悪影響を及ぼすおそれがあると当社又は指定溶解工場が認める場合は、当社又は指定溶解工場は、利用者の同意を得た上で、当該書類箱を開梱し検査することができるものとします。
- 2 前項の規定に該当する場合であって、当該書類箱を開梱できない場合又は検査の結果溶解することができないと当社若しくは指定溶解工場が認めた場合は、遅滞なく利用者に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。
- 3 前項の規定する指図の請求及びその指図に従って行った処分に要する費用は、利用者の負担とします。

第12条(解除)

- 1 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、利用者への事前の催告なしに、直ちに利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
(1)本規約又はゆうパック約款に違反したとき。
(2)申込書に虚偽の記載があったとき。
(3)第5条第3項各号のいずれかに該当することとなったとき。
(4)監督官庁等により営業の取消し又は停止等の処分を受けたとき。
(5)差押え、仮差押え、仮処分若しくは租税滞納処分を受け、又は競売若しくは強制執行の申立てを受けたとき。
(6)会社更生、民事再生若しくは特別清算の開始又は破産の申立てがあったとき。
(7)その他本サービスの利用者として不適切であると当社が判断したとき。
- 2 前項の規定により当社が利用者との利用契約の全部又は一部を解除した場合には、利用者は、全ての期限の利益を喪失し、当社に対する債務を直ちに履行しなければなりません。

3 利用者が第1項各号のいずれかに該当したことに起因して当社に損害が生じた場合には、当社は、これらの規定により利用契約の解除をするか否かにかかわらず、当該損害の賠償を利用者に請求できるものとします。

第13条（終了）
1 次の各号のいずれかに該当する場合、利用契約は終了するものとします。
(1)この利用契約に基づく本サービスの利用に係るゆうパックの溶解処理が全て完了し、本サービスの提供が終了した場合
(2)本サービスの提供に関して委託している他の事業者との間の契約関係の終了その他の当社の都合により、当社が本サービスの提供を終了する場合
2 前項第2号に規定する場合、当社は不可抗力による場合を除き、30日前までに、当社が運営するホームページへの掲載その他の当社が適当と認める方法で利用者に通知するものとします。
3 当社は、第1項の規定に基づく利用契約の終了により利用者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第14条（反社会的勢力の排除）
1 利用者は、自己若しくは自己の役員等（役員、実質的に経営権を有する者、代理人、使用人その他の従業者をいいます。以下この条において同じ。）又は自己の委託先（委託が数次にわたるときは、その全てを含む。第3項及び第4項において同じ。）若しくはその役員等が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
(1)暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下この項において「暴力団等」といいます。）であること。
(2)暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
(3)暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
(4)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。
(5)暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
(6)暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2 前項第1号の規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1)暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含みます。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
(2)暴力団員 暴力団の構成員をいう。
(3)暴力団準構成員 暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。
(4)暴力団関係企業 暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。
(5)総会屋等 総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
(6)社会運動等標ぼうゴロ 社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
(7)特殊知能暴力集団等 第1号から前号までに掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。
3 利用者は、自己若しくは自己の役員等又は自己の委託先若しくはその役員等が、自ら又は第三者を利用して、次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

(1)暴力的な要求行為
(2)法的な責任を超えた不当な要求行為
(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
(4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害する行為
(5)その他前各号に準ずる行為
4 当社は、利用者若しくは利用者の役員等又は利用者の委託先若しくはその役員等が、第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、若しくは第1項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、又は報道等により該当又は判明する蓋然性が高いと一般に認められる場合には、利用者に対して何らの催告を要しないで、損害等の賠償等をすることなく、利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
5 前項の規定により当社が利用者との利用契約の全部又は一部を解除した場合には、利用者は、全ての期限の利益を喪失し、当社に対する債務を直ちに履行しなければなりません。
6 利用者が第1項各号のいずれかに該当し、又は前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことに起因して当社に損害が生じた場合には、当社は、これらの規定により利用契約の解除をするか否かにかかわらず、当該損害の賠償を利用者に請求できるものとします。

第15条（権利義務の譲渡禁止）
利用者は、利用契約に基づく自己の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならないものとします。

第16条（再委託）
当社は、本サービスに関連する業務の全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。この場合において、当社は、当該第三者の行為について、本規約に基づき、利用者に対する責任を負います。

第17条（引受制限荷物等に関する特別）

ゆうパック約款第25条第2項の規定は、収納禁止物品が書類箱に収納されている場合について準用します。

第18条（損害賠償）
1 当社は、ゆうパック約款及び本規約の規定に基づき引き受けたゆうパックである書類箱の滅失又は毀損により、個人情報、顧客情報等の機密情報が漏えいし、利用者に損害を与えた場合は、利用者の区分に応じ、次の各号に掲げるとおりその損害を賠償します。
(1)法人（日本法に基づく法人格を備えている法人又は所得税法第229条に基づき個人事業の開業に係る届出書を税務署長に提出した個人事業主をいいます。）
当社の規定する補償内容及び限度額の範囲内でその損害を賠償します。なお、当該補償内容及び限度額は、当社が運営するホームページに掲載するほか、利用者の求めに応じて、書面を交付するものとします。
(2)個人
当社の故意又は過失が認められるときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、利用者に現実には発生した通常の損害に関してのみ責任を負い、特別の事情から生じた損害（当社の予見可能性の有無を問いません。）、結果損害、間接損害及び利用者の逸失利益については、一切責任を負いません。また、当社の損害賠償責任は、当該書類箱に係る利用料を限度とします。ただし、当社に故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。
2 前項の規定にかかわらず、運送に関する損害賠償については、ゆうパック約款の規定によるものとします。

第19条（利用者の賠償責任）
1 ゆうパック約款第31条の規定は、収納禁止物品が書類箱に収納されていることにより利用者が当社に与えた損害について準用します。
2 前項に規定するほか、利用者が本規約に反する行為又は不正若しくは違法な行為によって当社に損害等を与えた場合には、これを賠償する責任を負うものとします。

第20条（免責）
当社は、本サービスの利用に関し、次の各号に掲げる事由により利用者又は第三者に生じた損害については、一切の責任を負いません。
(1)当社の責めに帰すことのできない事由
(2)地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災及び非常の災害
(3)法令又は公権力の発動による差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し等
(4)利用申込書の記載過誤等に伴う専用ラベルの過誤その他利用者又はゆうパックの荷受人の故意又は過失

第21条（秘密保持）
1 当社及び利用者は、本サービスの提供又は利用に関して知り得た相手方の秘密情報（当社又は利用者の技術上、営業上その他一切の有用な情報又は個人情報をいいます。）を、本サービスの提供又は利用以外の目的で利用し、若しくは第三者に開示し、又は漏えいしないものとします。ただし、次に掲げる場合には、第三者に開示することを妨げないものとします。
(1)法令、裁判所の決定若しくは命令又は行政官庁の要請により必要とされる場合
(2)弁護士、会計士、税理士その他の外部専門家に対し、利用契約上の権利及び義務の行使に必要な範囲で開示する場合
(3)相手方の事前の書面による承諾を得た場合
2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる情報（個人情報を除く。）は、秘密情報に該当しないものとします。
(1)公知の事項又は知得た当事者の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
(2)相手方による開示前に、自ら知得し、又は正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当な手段によって入手した情報
(3)本サービスの提供又は利用と無関係に当事者が独自に開発した情報
3 本条の規定は、利用契約の終了後においても有効とします。

第22条（個人情報保護等）
1 当社は、本サービスに関して個人情報を取り扱う際は、当社のプライバシーポリシーを遵守します。
2 当社は、本サービスに関連する業務を第三者に委託する場合は、当該第三者に対し所要の守秘義務を課すものとします。
※当社のプライバシーポリシーは、当社の日本郵便株式会社 Web サイトに掲載しております。(http://www.post.japanpost.jp/privacy.html)

第23条（雜則）
1 ゆうパックの取扱いに関し、本規約に定めのない事項は、ゆうパック約款によります。
2 本規約及びゆうパック約款に定めのない事項について疑義が生じた場合は、利用者及び当社の双方が誠意をもって協議し、解決するものとします。
3 本サービスに関し、利用者とうパックの荷受人その他の第三者との間に疑義又は争いが生じた場合は、利用者と当該第三者との間で解決するものとし、当社は一切の責任又は負担を負わないものとします。

第24条（準拠法）
本規約に関する準拠法は日本国内において適用される法令とします。

第25条（管轄裁判所）
本規約に関し、利用者と当社との間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則
2019年10月25日制定・実施
2022年4月1日改正
2025年4月1日改正
2026年4月1日改正

日本郵便の紙のリサイクル(窓口用)書類溶解サービス利用申込書

利用規約をお読みの上、
同意される方はにチェックを入れてください。

申込年月日 年 月 日

**「日本郵便の紙のリサイクル(窓口用)書類溶解サービス利用規約」に同意し、
また、専用箱差出時には、本人確認書類を提示します。**

※申込者が法人の場合は当該法人と差し出される方の関係が分かる書類をあわせてご提示ください。
※代理人が差し出しの場合は別途委任状が必要です。ただし、申込者ご本人様と同居のご家族等が差し出しの場合は不要です。
同居所であることが分かるご本人確認書類をご提示ください。
※専用箱の差し出しは、東京都内および神奈川県内の郵便局（簡易局を除く。）に限ります。

お客さま情報（個人） ※氏名、住所は、ご本人確認書類で確認ができる情報をご記載ください。
申込書の記載内容とご本人確認書類の記載内容が異なる場合は引き受けできません。

フリガナ	
氏名	
フリガナ	
住所	〒
電話番号	

お客さま情報（法人）

フリガナ	
会社名・部署名	
フリガナ	
担当者名	
フリガナ	
住所	〒
電話番号	

ご購入数

箱

※必要事項をご記入の上、料金（1箱当たり2,500円(税込)）と共に郵便局窓口にお渡しください。

郵便局使用欄

法人(個人事業主)の確認	<input type="checkbox"/> 法人(個人事業主)を確認済	<input type="checkbox"/> 個人を確認済
差し出し場所の確認	<input type="checkbox"/> 東京都内および神奈川県内の郵便局（簡易局を除く。）のみ可能であることを説明済	
局所コード		
郵便局名・担当者名		
電話番号		
領収書番号		

〈送付先〉〒103-8799 東京都台東区蔵前1-3-16 蔵前JPテラス物流施設棟7F 新東京物流ソリューションセンター「日本郵便の紙のリサイクル」事務局宛て
コピーを取りお客さま控えとして手交してください。

原本を通信事務（特定記録郵便）で送付。